

河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

水管理・国土保全局
水 政 課

令和6年6月12日

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う区間主義によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要性が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、水系一貫主義の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)に係る河川で国土交通大臣が指定する一級河川、一級水系以外に係る河川で都道府県知事が指定する二級河川、これらの河川以外で市町村長が指定する準用河川に区分されている。

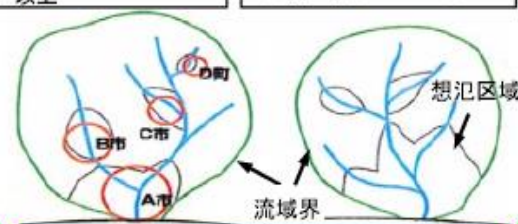
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

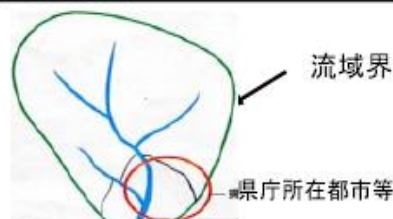
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

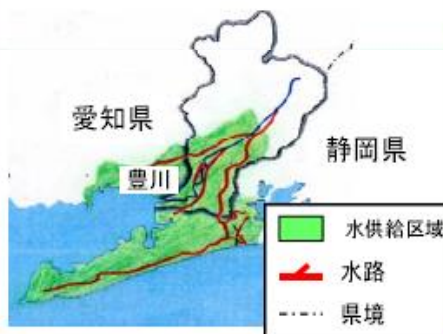
想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

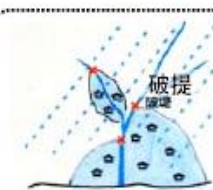


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要がある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



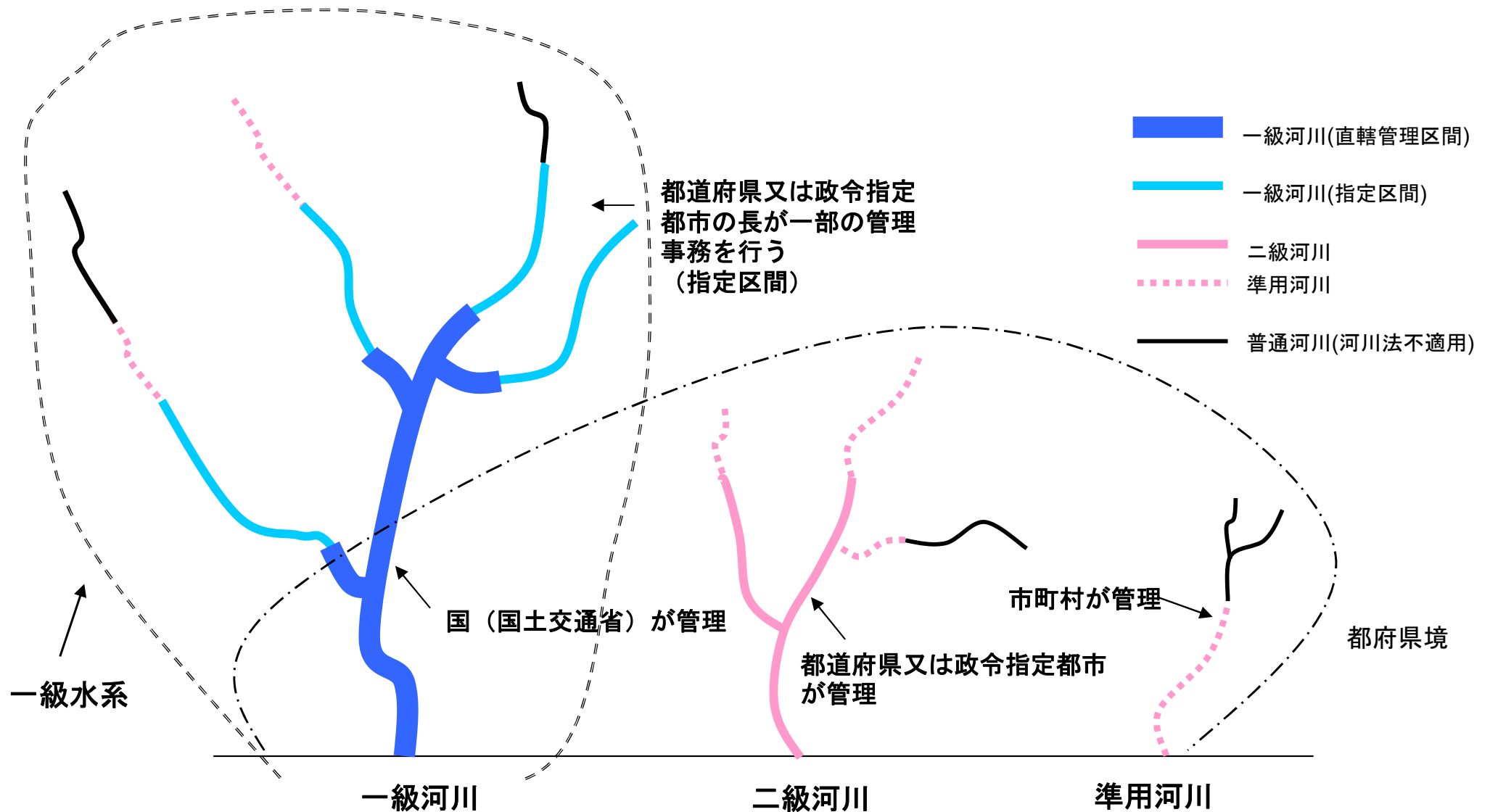
洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



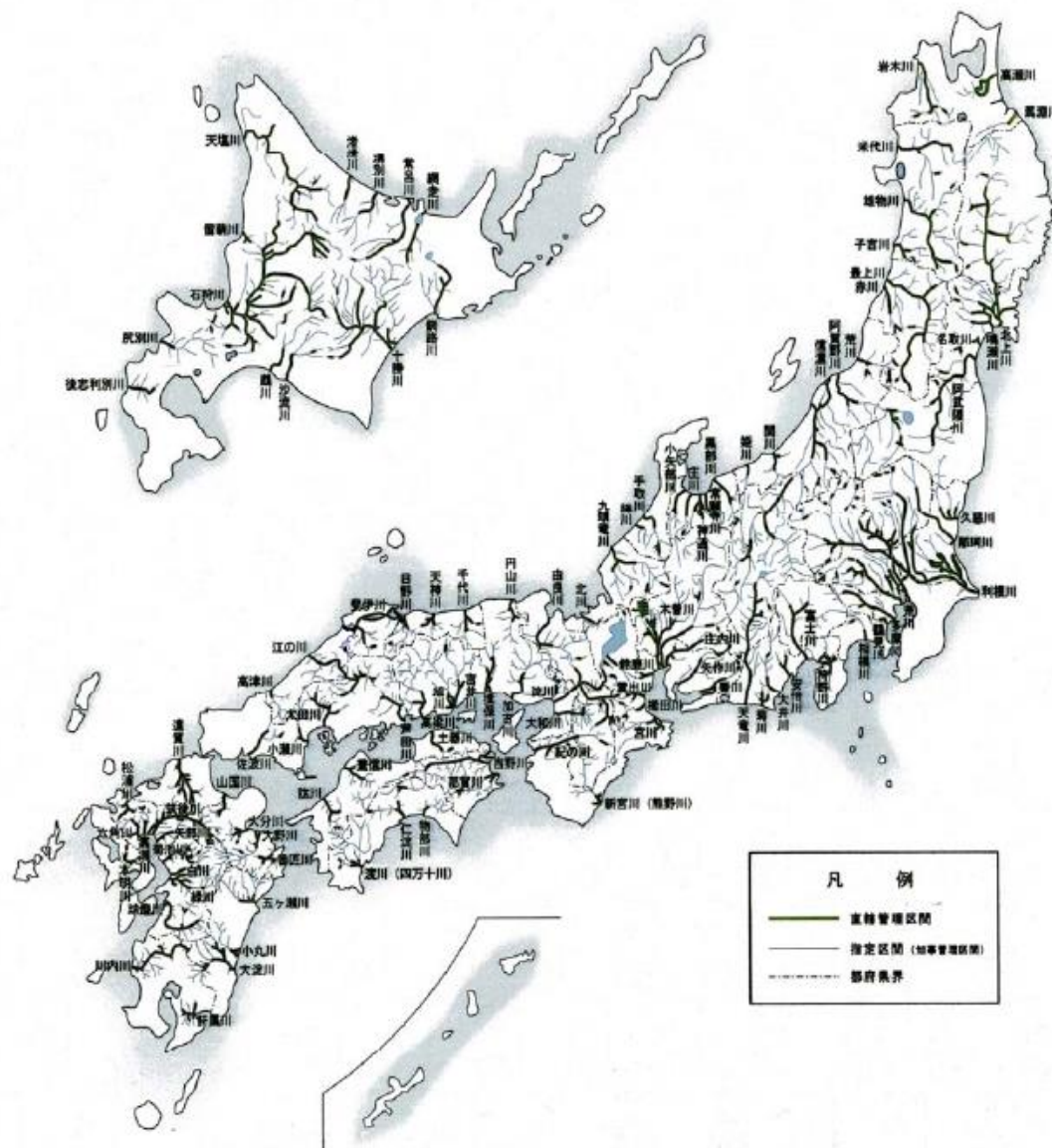
国による抜本的な洪水対策を実施

河川の管理区分について(イメージ図)



一級水系一覽

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川	37	姫川	73	江の川
2	塩川	38	黒部川	74	の川
3	滑川	39	常陸川	75	津川
4	常呂川	40	神通川	76	井川
5	網走川	41	庄川	77	旭川
6	石狩川	42	小矢部川	78	高梁川
7	利根川	43	手取川	79	太田川
8	荒川	44	梯川	80	小瀬川
9	後志利根川	45	狩野川	81	佐波川
10	鶴川	46	富士川	82	吉野川
11	沙流川	47	安倍川	83	那賀川
12	釧路川	48	大井川	84	土器川
13	十勝川	49	菊川	85	重信川
14	岩手川	50	天竜川	86	鹿川
15	高瀬川	51	豊川	87	物部川
16	馬場川	52	矢作川	88	淀川
17	鳴瀬川	53	庄内川	89	渡川
18	名取川	54	木曾川	90	遺川
19	阿武隈川	55	鈴鹿川	91	筑後川
20	米代川	56	雲出川	92	山後川
21	雄物川	57	櫛田川	93	矢部川
22	子吉川	58	宮川	94	松浦川
23	最上川	59	由良川	95	嘉瀬川
24	赤川	60	淀川	96	本瀬川
25	久慈川	61	大和川	97	菊池川
26	那珂川	62	円山川	98	白川
27	利根川	63	加古川	99	緑川
28	荒川	64	揖保川	100	球磨川
29	荒川水系	65	紀の川	101	大分川
30	多摩川	66	新宮川	102	大野川
31	鶴見川	67	九頭竜川	103	番匠川
32	相模川	68	北川	104	五ヶ瀬川
33	荒川水系	69	千代川	105	小丸川
34	阿賀野川	70	天神川	106	大淀川
35	信濃川	71	日野川	107	内川
36	関川	72	斐伊川	108	肝属川

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$

※残りは都道府県が負担

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (緊急河川事業に係る改良工事)、
5. $5/10$ (再度災害防止工事、大規模改良工事)、
 $1/2$ (その他の河川改修工事)

※残りは都道府県が負担

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取（地方整備局等）



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取
（河川法第4条第3項）

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。（河川法第4条第4項）

・社会資本整備審議会への意見聴取（河川法第4条第3項）



・官報告示（河川法第4条第5項）

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	管理主体
①	鳴瀬川	こぐろさわがわ 小黒沢川	宮城県 (加美町)	指定	増 1. 7km	鳴瀬川総合開発事業のダム基本計画の策定により、影響が及ぶ河川の区間について一級河川の指定を行うもの。	国
		いしくらさわがわ 石倉沢川			増 0. 7km		
		さわがわ ワケマイ沢川			増 1. 1km		
		ぬまかわ 沼川			増 0. 8km		
②	利根川	かぬまがわほうすいろ 蚊沼川放水路	群馬県 (富岡市)	指定	増 0. 5km	広域河川改修事業による洪水の一部を中沢川へ流下させるための放水路整備が令和6年度に概成したことから、一級河川の指定を行うもの。	群馬県
③	信濃川	ふどうざわ 不動沢	長野県 (大町市)	指定	増 1. 2km	令和6年度よりダム貯水池へ流入する不動沢の土砂を管理する河川管理施設の整備を予定しているため、必要区間について、一級河川の指定を行うもの。	国
④	高梁川	たかはしがわはせん 高梁川派川	岡山県 (倉敷市)	廃止	減 2. 0km	小田川合流点付替え事業が令和5年度に完了したことから、一級河川の廃止を行うもの。	—
⑤	仁淀川	しんくさかがわほうすいろ 新日下川放水路	高知県 (日高村)	指定	増 5. 4km	床上浸水対策特別緊急事業による新日下川放水路の整備が令和5年度に完成したことから、一級河川の指定を行うもの。	国

1 令和5年9月現在の一級河川指定状況

水 系 数	1 0 9 水系
河 川 数	1 4 , 0 8 3 河川
河川延長	8 8 , 0 9 9 . 7 km

2 今回の一級河川指定等 (案)

(1) 新 規	7 河川	1 1 . 4 km
(2) 廃 止	1 河川	2 . 0 km

合計 8 河川 9 . 4 km

3 今回の一級河川指定等後の状況

水 系 数	<u>1 0 9</u> 水系
河 川 数	<u>1 4 , 0 8 9</u> 河川
河川延長	<u>8 8 , 1 0 9 . 1</u> km

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は廃止するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。
 令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

表一 鳴瀬川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	小黒沢川	宮城県加美郡宮崎字寒風澤岳一番班地先 同町宮崎字寒風澤岳一番ノ一寒風沢岳国 有林二百七十七林班ち二小班地先	筒砂子川への合流点
指定	石倉沢川	宮城県加美郡宮崎字漆澤岳一番班地先 同町宮崎字寒風澤岳一番ノ一寒風沢岳国 有林二百七十七林班ち二小班地先	小黒沢川への合流点
指定	ワケマイ沢川	宮城県加美郡宮崎字寒風澤岳一番班地先 同町宮崎字寒風澤岳一番ノ一寒風沢岳国 有林二百七十七林班ち二小班地先	筒砂子川への合流点
指定	沼川	左岸 宮城県加美郡宮崎字漆澤岳一番班地先 同町宮崎字寒風澤岳一番ノ一寒風沢岳国 有林二百七十七林班ち二小班地先 右岸 同町宮崎字寒風澤岳一番班地先 同町宮崎字寒風澤岳一番ノ一寒風沢岳国 有林二百七十七林班ち二小班地先	筒砂子川への合流点

表二 利根川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	蚊沼川放水路	蚊沼川からの分派点	中沢川への合流点

表三 信濃川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	不動沢	大田市平字高瀬入国有林五百四十林班ち小班	高瀬川への合流点

表四 高梁川水系

区分	名称	上流端	下流端
廃止	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点

表五 仁淀川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	新日下川放水路	戸梶川からの分派点	仁淀川への合流点

備考

- 一（一） 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 （二） 区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。
 二 これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、令和 年 月 日現在のものである。

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（一級河川の指定の公示）

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図